



山形県公報

平成26年6月24日（火）
第2556号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 土地改良事業の計画変更の適当の決定……………（村山総合支庁農村計画課）…725
- 同……………（同）…同
- 公共測量の実施の通知……………（農村整備課）…726
- 道路の区域の変更……………（村山総合支庁北村山建設総務課）…同

## 告 示

### 山形県告示第609号

最上川中流土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成26年6月10日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書（維持管理）の写し
- 縦覧に供する場所  
山形市役所、上山市役所、天童市役所、山辺町役場
- 縦覧に供する期間  
平成26年7月2日から同年8月1日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

### 山形県告示第610号

荒谷土地改良区から土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第1項の規定により申請のあった土地改良事業計画の変更について、同条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により平成26年6月10日その申請を適当と決定したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成26年6月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 縦覧に供する書類の名称  
土地改良事業計画書（維持管理）の写し
- 縦覧に供する場所  
天童市役所
- 縦覧に供する期間  
平成26年7月2日から同年8月1日まで
- その他  
この告示に係る決定に対して異議がある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ることができる。

山形県告示第611号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、東北農政局西奥羽土地改良調査管理事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成26年6月24日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 公共測量を実施する地域  
尾花沢市
- 2 公共測量を実施する期間  
平成26年6月25日から同年9月30日まで
- 3 作業の種類  
公共測量（基準点測量、水準測量、路線測量、現地測量（数値地形図作成））

山形県告示第612号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部北村山建設総務課において平成26年6月24日から同年7月7日まで縦覧に供する。

平成26年6月24日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 寒河江村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

| 区 間                          | 旧新の別 | 敷地の幅員                 | 延 長        |
|------------------------------|------|-----------------------|------------|
| 東根市大字松沢字平内261番から<br>同 982番まで | 旧    | 52.0メートル<br>）<br>20.0 | メートル<br>45 |
| 同 上                          | 新    | 45.0メートル<br>）<br>20.0 | 同 上        |